

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年9月14日（第10日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成30年平泉町議会定例会9月会議、10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、町長から、高橋保健センター所長を入院加療により本会議を欠席させる旨の申し出があり、議長においてこれを許可しましたのでご了承願います。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択についての請願を議題とします。

この議題について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、報告申し上げます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号1号、付託年月日、平成30年9月5日、件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担

制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択についての請願。

審査の結果は、採択すべきものとなりました。

以上、報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、認定第1号から日程第10、認定第9号までの平成29年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件9件を一括議題とします。

この認定案件9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

10番、決算審査特別委員長、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

決算審査の報告を申し上げます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

決算審査特別委員会委員長、千葉勝男。

委員会審査報告書。

認定第1号、平成29年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成29年度平泉町健康福祉交

流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成29年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された平成29年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

裏面をお開きください。

審査意見。

1、有形固定資産の老朽化に伴う「個別施設計画」を策定し、施設の更新、修繕費用を財政計画に盛り込む措置を講ずること。

2、地域課題については、地域が抱える課題・事業について速やかに解決するよう努められたい。

3、地域住民を主体とした指定管理者が、継続的に円滑な事業運営ができるよう、必要な措置を講ずること。

4、委託事業、補助事業及び交付金事業については、その成果の検証を積極的に行い、実効を高められたい。

5、町行政事務遂行にかかるガバナンスを徹底し、町民の信頼確保に努めること。

以上であります。

以上で決算審査特別委員会委員長報告といたします。よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより順次採決します。

認定第1号、平成29年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成29年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。その場で休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

議長(佐藤孝悟君)

再開します。

ここで町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、私のほうからご説明を申し上げます。

これから議案審議をいただくわけではありますが、議案審議に先立ちまして、議案書の誤植の訂正をさせていただきます。

昨日の決算審査特別委員会における主要施策成果報告書の訂正に引き続きということであり、

まことに遺憾であると同時に、痛恨のきわみであります。大変申しわけなく思っております。

さきにも述べましたが、チェック体制の再点検を含め、機能強化を努めるよう、管理職職員に徹底してまいりますので、改めて陳謝申し上げ、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、訂正箇所につきましては総務課長から説明をさせます。大変申しわけありません。よろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、訂正箇所のご説明をさせていただきます。

訂正箇所につきましては、2カ所でございます。平成30年度平泉町議会定例会9月会議議案書と平成30年平泉町議会定例会9月会議議案書正誤表により、説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、議案書の30ページと正誤表の1ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄の説明書きの訂正でございます。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費の説明欄の「平小体育館」を「平泉小学校」に改めさせていただくものが1カ所でございます。

次に、議案書の32ページの裏をお開きいただきたいと思います。正誤表につきましては1ページの裏をお開きいただきたいと思います。

一般職の給与費明細書の表の訂正でございます。一般職の給与費明細書の下段の職員手当の内訳の区分欄の中ごろ、中段の「補正後」を「補正前」に改めさせていただくものでございます。

以上、2カ所の訂正をさせていただきますが、先ほど町長からも申し上げましたとおり、今後の対応といたしまして、速やかに管理職並びに職員に指示をいたしまして、チェック体制の再点検を含め、機能の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。大変申しわけございませんでした。

（「議長」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

極めて私は残念なことがまた起きた、4たびと言えば正解なんではないか、発生したわけです。

町長は遺憾だとかですね、痛恨のきわみだとかお話しになります。あるいは一昨日の同じような指摘の答弁ではですね、印刷後であっても、しかるべき対応ということで個別にお話をされました。追いかけて課長がチェック体制を再点検するとも述べられました。

これは、平成28年度の決算の際の答弁の繰り返しなのです。いいですか。9月会議が9月の5日に招集をされてきょう何日目ですか、最終日ですよ。何をやってたのですか。少なくともですね、一つの議会の中でこうたびたび議会に提案をした提示をした資料がですね、訂正をされなき

やならないというのはですね、前代未聞ではないですか。

町長、遺憾だ痛恨のきわみだと言いますが、みずからの、管理指導責任を町民に対してどのように体現をするのかお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

そのことにつきましては今後検討させていただくという答弁を一昨日はさせていただきました。いずれ今後はですが、報酬の減額も含めながら、さらに議会にも提案させていただきますので、その形で町民に対しても議会に対しても襟を正して、今後さらに邁進することをお話し提案させていただきますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いをいたしたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進めていきたいと思っております。

日程第11、議案第30号、平泉町企業奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書の14ページをお開き願います。

議案第30号、平泉町企業奨励条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

平泉町企業奨励条例につきましては、産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に、平泉町内に工場等を新設または拡充しようとする事業者に対して、町が固定資産税の免除や利子補給等の支援を行うことなどを規定したものであります。

現条例において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称企業立地促進法等に基づく優遇措置を規定しているところでありますが、このたび企業立地促進法が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法に改正され、また、地域再生法や県の特定期域における産業の活性化に関する条例等が改正されたことに伴い、本町条例においても、それらの制度を活用した事業者の立地に対して優遇制度を適用させようとするものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例の公布の日から、条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第30号、平泉町企業奨励条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長 (佐藤孝悟君)

日程第12、議案第31号、町道祇園線道路改良工事(その2)の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長 (高橋誠君)

議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号、町道祇園線道路改良工事(その2)の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

町道祇園線道路改良計画の内容につきまして、議案第31号参考資料によりご説明をいたします。

町道祇園線道路改良計画は、県道三日町瀬原線、いすゞ前から、主要地方道平泉巖美溪線までの延長1,570メートルを全幅員11メートルで、車道幅員6メートル、片側歩道2.5メートルに整備するため、平成23年度に事業着手し、平成32年度完成を目指して進めているものでございます。今年度は町道祇園線道路改良計画に基づきまして、高速道路ボックスから小金沢川付近まで延長380メートルの改良を行おうとするものでございます。

なお、工期は議決の日から平成31年3月25日まででございます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 (佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

10番、千葉勝男議員。

10番 (千葉勝男君)

だんだん町内にも業者も少なくなってきた中で、今回の入札にあっては何社が競争入札に参加したのか、それお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

指名参加願いを提出してございます平泉町及び一関に所在、事務所を有しておりますA級4社を指名したところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

祇園線につきましては、その着工はいつ、その期間ですね。言われたかと思いますが、期間、着工の日と期間。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

工期につきましては、議会の議決の日から平成31年3月25日まででございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

先ほどの説明の中で、工期が3月25日までということなのですが、議会報告会での質問でも出たのですけれども、これから稲刈りシーズンを迎えますけれども、ライスセンターの入り口といいますか、入る道路ということをお聞きしたいと思うのですが、現在も桜岡橋からJAの育苗ハウスなどを通る経路と、祇園線のところとあと川嶋印刷の間があると思うのですけれども、この工期の工事に入りますと、現在の桜岡橋からの入り口は使えないということですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

ライスセンターに来る車両につきましては、高速道路のボックス、今の祇園線のボックスが10月半ばから通行どめになる予定でございます。それまでにはほとんどの作業、稲刈りが終わるだろうということで考えておりますが、その通行どめの間につきましては、1本南側のボックスを通るルートでまず一つは運搬していただくということでございますし、桜岡橋を通るルートにつきましては、現在の桜岡橋は通行可能でございます。それにつきましてはそのルートを通っていただくということになるかと思っております。ただし、米を積みに来ますロングボディ等の車両につ

きましては、場合によってはこの桜岡橋を通るルートでは曲がれない車があるかと思います。その場合につきましては、小金沢橋、小金沢を越えたところから笹谷を通るルートということで、そちらを通っていただくということで、これにつきましてはJ Aとも協議済みでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

その周辺には住宅地もありまして、住民に対しましての説明はあったのでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

祇園線ボックス通行どめに伴います迂回路等につきましては、ネクスコと施工業者のほうでつくりました地図等によりまして、全戸配布で各家庭にお知らせをしているところでございますし、またJ AはJ Aとしまして、同じものではございますが、J Aを通じて農家に配布をしているという状況でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号、町道祇園線道路改良工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第32号、平成29年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

議案書16ページでございます。

議案第32号、平成29年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法におきまして、利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと定められておりますことから、平成29年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成29年度平泉町水道事業会計決算書の291ページをお開きいただきたいと思います。

291ページ下段、平成29年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）によりご説明いたします。

平成29年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）表右上、上段、未処分利益剰余金の当年度末残高3,220万8,495円のうち、1,000万円を資本金への繰り入れに、300万円を企業債の償還財源に充てるため減債基金積立金に、1,500万円を今後予定しております配水池建設費用等に充てるため、建設改良積立金にそれぞれ積み立てし、処分後の残高420万8,495円については次年度に繰り越しし、老朽化した水道施設の修繕費等の増加により決算で欠損金が生じた場合に、繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、平成29年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第33号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書17ページでございます。

議案第33号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、17ページの裏をお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1款町税、3項軽自動車税34万4,000円。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金36万7,000円の減。

9款地方交付税、1項地方交付税1,145万8,000円。これは普通交付税額の確定に伴う税額でございます。

13款国庫支出金208万9,000円、1項国庫負担金1,340万円。これは公共土木施設災害復旧事業負担金の増額でございます。2項国庫補助金1,132万7,000円の減。これには、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金519万6,000円の増額、社会資本整備総合交付金726万円の減額、特別史跡無量光院跡保存修理事業補助金655万円の減額が含まれております。3項委託金1万6,000円。

14款県支出金4万3,000円の減。2項県補助金8万1,000円の減。これには生活再建住宅支援事業補助金450万7,000円の増額が含まれております。3項委託金3万8,000円。

15款財産収入、1項財産運用収入9万4,000円。

17款繰入金4,528万3,000円の減、1項特別会計繰入金200万円、2項基金繰入金4,728万3,000円の減。これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

18款繰越金、1項繰越金1億2,536万4,000円。これは前年度からの繰越金でございます。

19款諸収入、5項雑入2,000円。

20款町債、1項町債810万円。これには公共土木施設災害復旧事業債670万円の増額が含まれております。

次に、18ページでございます。

歳入合計1億175万8,000円。

次に、18ページの裏をお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費17万5,000円。

2款総務費973万円、1項総務管理費1,318万6,000円、これには財政調整基金積立金435万5,000円の増額、スマートインターチェンジ周辺土地開発事業支援調整業務委託料535万7,000円

の増額が含まれております。2項徴税費100万2,000円、4項選挙費448万3,000円の減、5項統計調査費2万5,000円。

3款民生費415万9,000円、1項社会福祉費80万8,000円の減、2項児童福祉費496万7,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費492万2,000円、これには水道事業会計補助金1,324万8,000円を増額、水道事業会計繰出金1,362万4,000円の減額が含まれております。

6款農林水産業費256万5,000円、1項農業費242万7,000円、2項林業費13万8,000円。

7款商工費、1項商工費1,863万1,000円。これには鈴懸さわやかトイレ改修工事費1,683万8,000円を増額が含まれております。

8款土木費257万9,000円、1項土木管理費4万6,000円、2項道路橋梁費5万3,000円、これには町道祇園線測量設計業務委託料920万円の減額、スマートインターチェンジ整備工事費500万円の増額が含まれております。4項都市計画費248万円、これには生活再建住宅支援事業費補助金458万7,000円を増額が含まれております。

9款消防費、1項消防費12万6,000円。

10款教育費2,013万5,000円の減。

次に、19ページをお開きいただきたいと思っております。

1項教育総務費36万3,000円、2項小学校費148万6,000円、5項社会教育費2,201万7,000円の減。これには臨時職員賃金546万6,000円の減額、発掘作業員賃金605万8,000円の減額、無量光院跡復元整備工事費680万円の減額が含まれております。6項保健体育費3万3,000円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費2,090万円。これには町道南郷線道路災害復旧工事2,000万円の増額が含まれております。

12款公債費、1項公債費5,810万6,000円、これには町道南郷線道路災害復旧工事費2,000万円の増額が含まれております。

歳出合計1億175万8,000円。

次に、19ページの裏をお開きください。

第2表地方債補正でございます。事業の追加と起債限度額の変更でございます。

はじめに事業の追加でございまして、起債の目的は公共土木施設災害復旧事業、限度額は670万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

次に、限度額の変更でございまして、臨時財政対策債の変更前の限度額1億2,840万円を1億2,830万円、農村地域防災減災事業の変更前の限度額140万円を420万円に、かんがい排水事業の変更前の限度額100万円を120万円に、道路橋梁改良事業の変更前の限度額2億6,960万円を2億6,810万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

まず最初に、27ページの4款衛生費の中の3目環境衛生費、区分19のところの高効率給湯器等導入促進費補助金というのがありますけれども、ホームページには今年度の実績として、3月当初予算70万円の中で16件消化して、66万円を使って4万円が残というふうに表記されておりました。これの前年度の数字がわかれば教えてほしいのと、補正予算後の見込みについて教えていただきたいと思っております。

続きまして、28ページの7款商工費の中の2目商工振興費のところの、区分19のところの空き店舗対策事業補助金と店舗リフォーム促進事業補助金の中で、177万の補正予算が組まれておりますけれども、一般質問でも取り上げましたけれども、それの中での前年度の実績と補正予算の見込みを教えてください。

続きまして、28ページの鈴懸さわやかトイレの改修工事ということで、先ほど1,683万8,000円という説明がありましたけれども、築何年の建物でしょうかということと、昨年の中尊寺第2駐車場のトイレの1,700万の改修工事等ありましたけれども、そのときの説明では、基礎を残して水回りの工事ということでしたが、そのような工事内容でしょうか。

続きまして、29ページの8款土木費の中の1目都市計画総務費、区分19の生活再建住宅支援事業補助金の前年度の実績と補正予算の見込みについてお伺いしたいと思います。

続きまして、同じく29ページの2目景観形成推進費の中の区分19の景観形成事業補助金につきましても、同じく前年度の実績と今年度の見込みを教えてください。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

27ページの4款衛生費、1項保健衛生費の3目環境衛生費の19節の負担金補助及び交付金の増額でございます、40万円の増額でございますが、これにつきましては、高効率給湯器等の導入促進補助事業でございますが、当初予算の算定におきまして、平成28年度及び平成29年度の補助金交付実績をもとに予算計上しておりましたが、本年度支出状況におきまして、当初予算75万円に対しまして15件、66万円が支出済みであります。残りの9万円のうち5万円についても申請があり、交付決定済みであります。現時点で補助枠がない状態になっておりまして、例年秋ごろに申請する方も多いことから、今後見込まれる8件相当の40万円を増額するものでございます。これはやはり来年10月の消費税の改正に伴います駆け込み需要が多いのかと思われます。

あと平成28年度の実績でございますが、17件ございまして67万8,000円の補助金を交付してい

るということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

28ページの7款1項2目の商工業振興費の中の空き店舗対策事業補助金でございますけれども、現在、空き店舗対策補助金につきましては、この事業は空き店舗を利用してそのお店に入る場合の賃借料の2分の1を、3万円を上限にして1年間交付することができるというような補助でございます。現在、昨年度から引き続きまして4店舗のところに補助を行っているところです。今年度末までこの状態でいきますと、若干不足が生じるということとあわせて、10月から新たに商工会と一緒に創業塾を開催するということもありまして、新たに創業する方が今後出るものというふうに予測いたしまして、あわせて要求を今回、27万円を要求したところです。今回補正をした後の、補正後の額ということになりますと、54万円ということになります。

続きまして、店舗リフォームの促進事業でございますが、これは改修に係る事業の50万円を上限に2分の1を補助しようとする事業となっております。今回、当初の予算を使いまして2つの業者の方がこの交付決定を受けておりまして、現在補助を決定しているところです。今後の見通しということで、現在相談が3件ほどございまして、それに係る3件分ということで、150万円を要求させていただいたところです。

続きまして、同じ7款の1項4目のところの観光振興費のところの鈴懸さわやかトイレの改修工事費のところですが、建設年度でございますが、平成8年3月ということで、現在のところ23年間経過しているというような建物です。議員おっしゃるとおり、これは観光庁の補助事業を使うということで、躯体に係る事業につきましては補助対象外ということになっておりますので、第2駐車場と同じように、躯体はいじらず、基礎工事もいじらずに内部の改修を行おうとするものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

生活再建住宅支援事業でございますが、平成29年度の実績といたしまして、被災住宅への補助が330万8,000円、11件です。それから被災宅地への補助が200万円で1件、利子補給が20万5,000円で6件でございます。

今年度につきましては、今現在13件の交付決定をしてございまして、564万9,000円ほどの交付決定をしているところでございます。その後、問い合わせ等ございまして、今現在問い合わせ等来ております状況からしまして、今後12件ほど、額で560万ほどの事業費の増と、今後増えるだろうというふうに考えているところでございます。

次に、景観形成事業補助金でございますが、これにつきましては、生垣等の設置に対しまして

1 件当たり20万の上限として補助しているわけですが、平成29年度につきましてはゼロ件でございます。今年度につきましては、現在1件補助決定をしているところでございますし、問い合わせ等も何件かあるということでございますので、2件ほどの補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

それぞれにご答弁ありがとうございました。

今のお話でお聞きしますとおり、住宅関連改修事業、4から16、12事業ぐらいにまたがっていると記憶しておりますけれども、全てにおいて増えていったという部分に関しましては、今までに住宅関連の担当課の打ち合わせ等とか、産業建設委員会と建築組合との意見交換会とか、各議員の一般質問の中での提言などを含めての、関係者皆さんでの成果だと私は思います。地方自治法によるところの、福祉の増進に努めて最少の経費で最大限の効果を挙げるということなのですが、私的にはこのような成果だと考えられます。

ほかの町とは違い、複雑で多岐にわたっている部分があると思いますので、一般質問でも取り上げさせていただきましたが、何かしらの総合的な相談窓口を用意していただければ、一元的に管理をして住民にきめ細やかなサービスをしていただければ、わかりやすい行政になると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時14分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、全員そろいましたので再開したいと思います。

先ほどの補足説明及び答弁について、総務課長から訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、千葉勝男議員からご質問ございました町道祇園線の指名参加業者の数でございましたけれども、私、記憶の中で4社というふうにお答えいたしましたけれども、平泉町内並びに一関市に本社または営業所を有する業者7社を指名して指名競争入札に付したところでございましたので、訂正申し上げます。

それから、補正予算の補足説明の中の歳出の12款公債費、1項公債費の説明の中で、町道南郷

線災害復旧工事の増額というふうに申しあげましたけれども、これにつきましては、起債償還元金の5,832万8,000円の増額が含まれているというふうなことに訂正をさせていただきたいと思えます。大変申しわけありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

7社と4社の違いは、それは間違っただけという人間は誰でもあるわけですが、いざこういう金額の競争入札させたというのを、4社あるいは7社、どちらでもいいようなわけなんだけれども、そうではなくて、やっぱりきちっとした対応そして答弁ができるように、私は願ってやまないところであります。何につけてもやっぱりこういうことがどんどん発展して、いろんな今回のようなさまざまな形になるわけですから、そこらあたりは、できてしまったものは仕方ないといえどそのとおりでいいけれども、今後そういうことのないようにですね、ひとつ気を引き締めてお願いをしたいということです。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、質問を受けたいと思います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

先ほど休憩前に私の考えというか、そういうことをお話ししましたけれども、そのことにつきましての答弁をよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

もう一度。

2番（高橋拓生君）

休憩前にお話ししたことを繰り返しますけれども、産経委員会との建築組合との意見交換とか、さまざまな議員の提言とか、やらせた結果がこのよう前年度よりも成果が出ているという話だと思えるということだというお話をさせていただきましたし、あと、ほかの町とは違い、文化遺産の町でもあって、景観形成的にも厳しい町でもあるということなので、一般質問でもやらせていただいたとおりで、相談窓口的な一括で対応するような係を設ける必要があるかなという話をさせていただいたことにつきまして、答弁をいただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

被災住宅の支援事業につきましては、今までいろんな経過がございますし、広報でPRした、あるいは大工組合の方々にもPRした、それが結構大きくなって問い合わせが多かったのかなというふうに捉えております。

それから、相談窓口でございますが、現在担当は全部うちのほうの、住宅関連の相談については答えられるということをしておりますし、ほかの職員でもそれには対応できる職員が何人かお

りますので、いずれ相談に見えたときは、ワンストップサービスでできるようにということで、心がけて対応しておる状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございました。

次にですね、24ページの6目企画費の13区分委託料ですが……

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員、新しい質問ですか。

ほかに質問ございますか。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

31ページですけれども、文化財調査整備費の関係で15、工事請負費の無量光院跡復元整備工事費なのですけれども、決算のほうでもこの辺の予算が減ったり、前年度より多少よかったというところあるのですが、今度石敷きのところが新たに見つかって、非常にそういう点では、歴史的にもというか、新しい発見というか、そういうことなので、これはなかなか、国との関係なんでしょうけれども、もう少し積極的な対応、今後見通し等も含めてどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

無量光院の成果につきましては、さきの新聞にもありましたけれども、今年度の調査で大変意義のある成果というのが見えてきそうだとということでございます。

無量光院の整備につきましては、平成24年以来整備工事を行ってきておりますが、議員ご指摘のように、国の補助のほうが減額がされておまして、具体的には平成25年以来ですね、毎年減額がされてきておるところです。その中で、整備の見通し、スケジュールの見通し等につきましては、都度見直しを行ってきていまして、ユネスコのほうにも今後のスケジュールについて報告を既に平成28年度に行いまして、ユネスコのほうに提出しているわけですが、おおむね平成32年を目途としまして工事完了を目指しているところですが、ただ、先ほども申し上げた、その毎年の減額というのがされてきている状況でございまして、その平成32年度に完了する見通しというのがちょっと難しいという状況になってきているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれたびたび減ってきて、本当にそういう点では、これは厳しいということになると思うの

で、こうした新しい調査による結果が出たわけですから、より積極的な、この辺の予算の確保についても取り組んでいくということをぜひともやっていただきたい。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

1点目につきまして、20ページの裏の国庫支出金の中に、商工費国庫補助金で、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金、519万6,000円ということで補助金が入っておりますが、これが入ってきたことで取り組む内容について伺います。

次に、27ページ、衛生費の中の2目予防費の中、19節不妊治療費の助成金が50万計上しておりますけれども、この内訳、特定か一般かということと、今までの実績からすると結構増えているところで、それだけ本当にこういうところを進めていただきたいのですけれども、それだけ事業として増えているかということをお聞きします。

3点目にですが、30ページの裏の5目文化財調査整備費の中の、先ほどちょっと説明もありましたけれども、7節の賃金で臨時職員の賃金、そして発掘作業員の賃金が減額になっておりますけれども、減額になった理由をお聞かせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

20ページの裏の4目の商工費国庫補助金の519万6,000円、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金でございますが、これは歳出のところの28ページの鈴懸さわやかトイレの改修工事費に係るものでございます。

この経費でございますけれども、今回この補助金というのが対象が、緊急に外国人が多くお越しいただくその自治体とか民間の団体の協議会などが持つ、団体が持っている無料で開放されているトイレという限定でございますが、あわせて、観光地域支援事業としての有効なところということで、ある程度限定のところがございますが、東京オリンピックの競技するところとか、ラグビーワールドカップの会場地であるとか、またあわせて、JNTOが指定する観光案内所の、ある程度観光客が来て常時英語の話せる通訳の方がおいでになるとかというような限定がありまして、平泉町の場合はそのJNTOのほうのカテゴリー2に該当いたしますので、そのところで今回申請を行ったところですが、消費税抜きの3分の1が補助対象費ということになっております。

今回は、洋式トイレの場合は少しレベルアップをしてウォシュレット対応にするということが条件となりますし、和式トイレを洋式化するというようないろいろな条件がありまして、それに対応するような工事を行おうとすることで今回補助申請を行っておりまして、この改修を行おうとしているところです。

議長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

衛生費の予防費の件ですけれども、保健センター所長が欠席しておりますので私のほうからお答え申し上げますが、不妊治療費助成金の50万円につきましては、特定のほうが2人分ということで、一般のほうが2人分、特定のほうが15万掛ける2名で30万、一般のほうが10万掛ける2名で20万、この分を4人分を追加するというところでございます。

現在、支出済みが4件ございまして、55万6,000円ほど支出しておりますが、これから対象者が、該当者があるということでの補正ということでございますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

30ページ裏の5目文化財調査整備費の7節の賃金のところでございます。

発掘調査の、あるいは調査整備関係ですが、国それから県の補助の事業がございまして、それが減額されたというところでございまして、4月に国のほうから交付決定の通知が来てございまして、5月の下旬になりまして県のほうから交付決定の通知が来ているという状況でございまして、今回補正をさせていただくこととなったところです。

その減額された中身につきましては、特にも先ほどの無量光院の発掘調査関係、それと住宅の調査等ですけれども、町内遺跡群というのですけれども、そういった事業のほうの中で、特に賃金ですね、臨時職員さんと作業員さんというところで大幅な減額というところになってきているものになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

先ほどの訪日外国人の補助金については、この補正のあれを見ながら、そうだろうなというふうには思ったのですけれども、何かちょっと余りにも、トイレの改修という部分でちょっと結びつかなかったのでお聞きしたところでした。でもそういう申請も可能だという、今課長からのお答えがありましたので、確かに非常にかなり老朽化して、ちょっと何かひどい状態になっているというのは感じましたので、今回そういう形になるのはいいことだというふうに思ったところです。

それから、その不妊治療の分につきましては、この間の実績からすると、今年度は、平成30年度は多くなっている、平成29年度よりは多く申請件数があつて、それだけ交付できるということでは、若いこれからの人たちに役立てていただけたらなと思っております。

あと最後の発掘調査の部分で、やはり減額になるということで、その事業が滞らないものなのかという、そういう心配もちょっとあるところですが、その辺の不備はないものなのでしょうか

ということ。

それからあと、ちょっと今、保健センターの所長がいらっしゃらないということで、決算のときには次長が出席していただいて、どなたがお答えになるのかなというふうに思ったのですが、きょうはやっぱり次長は出席はできない、本会議のほうにはできないということなんでしょうか。質問のあれは違うかもしれませんが。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

発掘調査の関係のところ、事業の進捗が滞らないかどうかということのこととございますが、そのとおり、かなり厳しい状況なのですが、今やっておりますのは現場のほうを優先してやっておりますので、今年度の事業の中につきましては、やはり現場のほうは優先して、その中でやっていきたいと。したがって、冬の期間の整理費とかそちらのほうに多分影響というのが及んでくると思うのですが、それは何とかできるところでやっていきたいのですが、翌年のほうに多分しわ寄せが行ったり、そういうことは可能性としてありますので、十分に気をつけながら、できる限り現場優先ということでやっていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

では、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

本会議並びに特別委員会への説明員の出席の関係でございますけれども、本会議につきましては、地方自治法の121条の規定によりまして、説明員につきましては課長が説明員となるというふうな規定になってございますので、それ以外の職員につきましては説明員として指名することができない。それから、決算審査特別委員会につきましては、これにつきましては特段その規定がございませんので、次長である穂積を説明員としたところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今ご説明いただきましたけれども、その内容について、やはり議会としては説明をいただきたかったと思います。出席、課長以上だということのために欠席ということは、今説明いただきま

したけれども、事前に説明をいただきましたかったということを申し上げておきます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

ほかに質問ございませんですか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

21ページにございます国庫支出金のうちで、総務費委託金の関係で、中長期在留者住居地届出等事務交付金、これ1万6,000円ほどですが、補正でなっております。これは外国人の登録手数料が増えているということのようですが、現在の町内のこれらの外国人の実数なり把握しているのであればお示し願いたいと思いますし、どういう傾向にあるのかもあわせてお聞きしたいと思います。

次に、29ページにございます道路新設改良費、これで工事請負費、町道祇園線工事費で60万ございます。これ、先ほどの議案第31号との関連はあるのかないのか、また別な箇所なのか、内容をお聞かせ願いたいと思います。

橋梁維持費、これ減額になっていますが、これは交付金が採択ならなかったということで減額だと思われませんが、この予定していた橋梁はどこなのかお知らせ願いたいと思います。

あとは文化財調査整備費に関して、先ほどから減額について、センター所長からお話ございましたが、減額の中でも平成32年度完成を目指してというお話ですが、平成25年から減額が続いている現在の状態で、完成年度延びると思うのですが、センター所長の見積もりでは何年ぐらい延びるのか、見込みで結構ですからお知らせ願いたいと思います。

次に、31ページの災害復旧費にございます、これで用地取得費がございますが、これは災害復旧の関連の用地取得費ということになりますが、南郷線のどのような用途で用地取得が必要になったのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

21ページの1目総務費委託金の中長期在留住居地届出等事務交付金でございますが、この交付金につきましては、外国人が住所を定める届け出に対する事務交付金でございますが、今のところまだ、去年は17件ありましたけれども、これは件数とかではなくて、その事務に対する交付金が国から来るということございまして、件数につきましては、昨年よりはちょっと少ない、まだ実績としては少ないですけれども、それに大体同等数くらいの件数が見込まれると思っておりますけれども、ただ、今、平泉町に何人の外国人が住民票に入れているかというのは、手元に資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

最初に、祇園線の工事費の増でございますが、今現在、祇園線につきましては、今回その2工事ということで議決いただきましたし、前に新しい橋梁の前後の改良工事を発注しているところでございます。今後、工事現場を精査しますと増える、精査によってどの箇所が増える、あるいは減額になるか、今後の精査によって決まってくるわけでございますが、先ほど議決いただいた箇所への増額ということではございませんで、事業費、事業そのものでの調整ということになるかと思えます。

それから、橋梁維持費の工事費の減額でございますが、現在田中橋の改修を発注してございますが、これにつきましては入札減ということで、箇所数の減ではなくて、当初設定した入札減もありますし、あるいは当初予定の補助金がつかなかったということで、全体の事業費を抑えざるを得なかったということに伴う減額でございます。

それから、災害復旧費の用地費でございますが、南郷線の法面の岩が崩れて現在通行どめになっておりますが、その法面を安定勾配で削ったときに、一部民地にかぶらざるを得ないという状況が生じております。その民地にかかる分の用地買収をさせていただくということでお願いをしているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

無量光院の減額が続いているというところで、総額から見ると、やっぱり平成29年度も13%減ですし、その前の平成28年度は27%の減額ということで、大体10%から20%台の減額が続いてきてございますので、そういう意味では、平成32年度完了を見込んでいるところではございますが、やはり1年とかそのくらいの当然延びが予測されるところでございます。

いずれ発掘調査を進めながら、実は無量光院の整備につきましては、発掘調査の指導委員会というのがございまして、成果をもとにしましてどういうふうに無量光院を整備するかということは、その成果に基づいて決まってくることなので、そういった意味でも、例えばことしですね、今、発掘調査で成果が出ているところのことなんかにも関しましても、具体的な指導というのがあると思うのですが、そういう指導内容によってできるもの、できないもの、あるいは変わってくるものとかあると思いますので、具体的なところについては今後、その指導委員会の内容によって、さらに決まってくるというふうに思われると思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ありがとうございました。

別にですね、30ページの裏にある文化財調査費の中で、航空写真撮影業務委託料29万6,000円ございますが、これは無量光院関係ですか。それとも、1カ所の航空写真撮影なのか、最近ではドローンで撮るとかというのものもあるらしいのですが、そこら辺、場所とどういう事業になるのか

教えてください。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

航空写真の撮影でございますが、おくのほそ道の風景地の保存活用計画書を今年度から作成していくわけでございますが、それに当たって、航空写真の撮影というのは、地形測量をする上で必要なものになってございますので、その地形測量を作成していく上での必要な業務ということで、この航空写真撮影というのが計上しているところでございます。

この事業というか、この航空写真の撮影、地形測量については、文化庁から指導を受けた上での今回の措置ということになります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは進行します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第34号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第34号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書34ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明をい

たします。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税318万2,000円の減、国民健康保険税の減額で
ございます。

6款繰越金、1項繰越金1億585万5,000円の増。前年度繰越金の増額でございます。

7款諸収入、2項雑入3,000円の増。雇用保険本人負担の増でございます。

歳入合計補正額1億267万6,000円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費43万7,000円の増、一般管理費の増でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費130万4,000円の増、臨時職員賃金等の増額でござ
います。

6款基金積立、1項基金積立8,227万7,000円の増、財政調整基金積立金の増額でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1,865万8,000円の増。療養給付費等交付金及び療養
給付費等負担金の償還金の増額でございます。

歳出合計補正額1億267万6,000円の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

35ページ、繰越金ですね、6款ですか。その金額なのですけれども、平成29年度決算だと1億
585万6,645円というふうになっているのですが、10万きったのかな、と思うのですが、10万違っ
てないか、いずれ端数ちょっと違うけどこの辺はどういうふうになるのかということが1つです
ね。

それから、36ページの一般管理費の件です。国保のシステム改修業務委託料、その内容はどう
いうものなのかということです。伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

繰越金額につきましては、端数整理によりまして、これはそのような整理をさせていただいて
おります。

あとは、国保システムの改修業務委託料でございますが、これにつきましては、平成30年度の
国保税制改正、都道府県単位化に伴います国保事業報告システムの改修でございます。中身につ
きましては、様式の修正等の改修でございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

システムの問題です。この間の質疑の中で、都道府県単位になるということで、この間、その費用が必要だという議論もおとといありましたけれども、それとは別のものだという事によろしいですか。

それから、もう一つは、先ほど財政調整基金の積み立て、これは36ページの裏になりますけれども、財調へ8,200万何がしということは、前はこういうことなかったんだと、この間の質疑の中で何かちょっと聞いたような気もしたのですけれども、その辺というのはどういうわけかというふうに、補正でこういった形にするのかなということです。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

広域化に伴います予算、委託の関係につきましては、まるっきり中身が違いまして、今回はあくまでもその様式の変更でございますので、平成31年、平成32年度に広域化に伴いますシステムの改修とはまた違う中身でございます。

あとは、財政調整基金につきましては、今までですと療養給付費のほうに、今までそちらのほうで補正対応させていただきましたが、今回はそうもいかないということで、こういった財政調整基金のほうに積み立てさせていただいたところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

国保のシステムなのですけれども、今度いわゆる都道府県単位化になるということで、クラウド化のところは国で見るから要らないよということも実は言っているのですけれども、たびたびこの国保に限らず、システムの関係ですといろいろ予算的にも支出されているわけなのですけれども、もう少し、今度様式とかという話あったのだけれども、例えばパソコンでありますとXPなんかまだ使っている、オフコンの関係であるのですけれども、そういう点、こういうところにうんと経費がかかるというか、この間、総務教民でもクラウド化の問題で大分議論してきましたけれども、もう少し経費節減とかで何かならないのかなというのが1つ。

それから、さっきのそうもいかないなというの、財調の積み立てで、そうもいかないというのは何がそうもいかないのかということをお聞きします。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

大変失礼いたしました。

まず、平成31年、平成32年にかかります経費の内訳につきましては、データの移行とか基幹システム等の庁内システム改修、外づけシステムの開発費ということで、今回補正させていただき

ました委託費とはちょっと毛色が違う内容でございますので、これにつきましては事業費が、経費がちょっと増額、金額が大きいということでございます。

あとすみません、そうもいかないというの、大変失礼な表現をさせていただきましたが、今までですと、繰越金額を給付費のほうに上乘せしまして、繰越金額を給付費のほうにやっておりましたけれども、平成30年度からはその給付費という項目がございませんので、やはり、こういったシステムに係る予算もかかりますので、それでは繰越金を財政調整基金のほうに回して、平成31年、平成32年度にかかる事業費に充てていきたいということで、今回財政調整基金のほうに繰越金を充当させてもらったということでございました。大変申しわけありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

それでは、これで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開いたします。

先ほどの答弁について、町民福祉課長のほうから外国人登録について申し出がありましたので、これをお願いいたします。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど佐々木雄一議員さんのほうから、在留外国人の住民票の登録者数ということでございま

したが、当町におきましては44名の外国人の方が住民票に登録しているというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、日程に入ります。

日程第16、議案第35号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第35号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書37ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

5款繰越金、1項繰越金136万4,000円の増。前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額136万4,000円の増額でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、136万4,000円の増。保険料の増額でございます。

歳出合計補正額136万4,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第36号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第36号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書39ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金168万8,000円の減。一般会計繰入金の減額でございます。

3款繰越金、1項繰越金204万8,000円の増。前年度繰越金の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費36万円の増でございます。施設の補修工事の増額でございます。

歳出合計補正額36万円の増でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

40ページの裏でございますが、歳出の部分で工事請負費ですが、この30万、施設設備補修工事ですね、毎年温泉につきましては修理が100万円以上毎年かかっているという現状でございますが、今回のこの30万は何の補修工事でございますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

工事費の内訳、内容でございますが、平成29年度におきまして女湯の壁のパネルが落下いたしました。平成29年度におきまして補修工事を既にしておりましたが、それに伴いまして女湯、男湯とも同様に壁のパネルの落下のおそれがあると、現場を見まして落下のおそれがあるということがわかりましたので、壁パネルを全面に落下防止のため補修工事を行うものでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第18、議案第37号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議案書41ページでございます。

議案第37号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、41ページの裏の第1表歳入歳出予算補正で説明いたしますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料73万円。

4 款繰越金、1 項繰越金311万3,000円。前年度からの繰越金です。

歳入合計384万3,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費184万3,000円。この中には中尊寺第2駐車場舗装整備工事費の増額分150万8,000円が含まれております。

2 款繰出金、1 項繰出金200万円。一般会計への繰出金です。

歳出合計384万3,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

42ページの裏でございますが、歳出についてですが、今ご説明ありましたように、工事請負費150万8,000円、中尊寺第2駐車場の整備でございますが、これは面積はどのくらいかということでございます。

さらには、ご覧のとおり、決算でもご質問いたしました、なかなか駐車場が利用されないというのが現状でございます、何かというと、あそこに石がかなり真ん中にありますね。そうすると、ちょっとあそこに石あっからやんたものなということで駐車する人もやっぱり少なくなると思うのですが、その石について、その2点についてお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

第2駐車場の舗装整備に係る面積ですが、1,640平米でございます。

石のことでございますが、碎石のことでしょうか。

（「碎石」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

石っていうのは第2駐車場ですから、第2駐車場はなかなか利用されない、まあそれはそれとして、その駐車場の中にですね、石があるでしょう。石があつてそこを利用できない部分がありますよね。それは何かということです。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

赤堂稲荷の礎石のことだと思いますが、そこは文化財でございますので、なかなか史跡のところなので、そこまでこちらで壊すとか片づけるというところの判断には至らないものというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにはございませんか。

進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第19、議案第38号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書44ページでございます。

議案第38号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

44ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金850万円。

4款繰入金、1項他会計繰入金250万7,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金252万7,000円。

6款諸収入、2項雑入119万9,000円。

7款町債、1項町債860万円の減。

歳入合計111万9,000円。

次に、歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費111万9,000円。

歳出合計111万9,000円。

次に、議案書45ページの地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、公共下水道事業、限度額2,950万円を2,100万円に、同じく資本費平準化債、限度

額4,940万円を4,930万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

平成29年度の決算で繰越金が確定したこと及び国庫補助金の交付予定額が確定したことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

歳出の15節ですが、工事請負費ですね、820万、污水管渠布設工事、どこになりますか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

工事場所につきましては、高田前住宅の中と、あとその周辺の大佐笹谷線の工事を予定しているものでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

はっきり聞こえませんが、高田前住宅の中ですか。

（「はい」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第20、議案第39号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書49ページでございます。

議案第39号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、49ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金2,000円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料8万3,000円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金105万2,000円の減。

5 款繰越金、1 項繰越金134万9,000円。

6 款町債、1 項町債30万円の減。

歳入合計7万8,000円。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費7万8,000円。

歳出合計7万8,000円。

次に、議案書50ページの地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、資本費平準化債、限度額1,260万円を1,230万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同様でございます。平成29年度の決算が確定したことによる補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

進めてよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第21、議案第40号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書53ページでございます。

議案第40号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、54ページの平成30年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。

項目と同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

収入でございます。

2款簡易水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金37万6,000円の減。

収入合計37万6,000円の減。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費212万円の減。

2款簡易水道事業費用、1項営業費用、5目総係費8,000円。

支出合計211万2,000円の減。

次に、資本的収入及び支出でございます。

支出でございます。

2款簡易水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目一般改良事業費9万6,000円。

支出合計9万6,000円。

人事異動による職員給与等の変更による補正が主なものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第40号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第22、諮問第3号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、追加議案、人事案件1件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

諮問第3号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、瀧澤エイ子。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、現委員の千葉哲子委員が平成30年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに瀧澤エイ子氏を委員として推薦したいので、意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから諮問第3号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、諮問第3号は原案に異議のないことを答申することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第23、選挙第1号、選挙管理委員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方針については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、今野真木男君、佐藤勅司君、千葉敏明君、沖山道子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました今野真木男君、佐藤勅司君、千葉敏明君、沖山道子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第24、選挙第2号、選挙管理委員補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、遠藤悦郎君、千葉勝郎君、志羅山登美子君、千葉由美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました遠藤悦郎君、千葉勝郎君、志羅山登美子君、千葉由美君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順番についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第25、発議第4号、議員による県外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番(升沢博子君)

発議第4号。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。提出者、平泉町議会議員、升沢博子。賛成者、高橋伸二、佐々木一治、三枚山光裕。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏をお開きください。

議員による県外研修視察の実施について。

本議会は当町が世界遺産登録から7年目を迎え、2019年の岩手ラグビーワールドカップ、さらに2020年のオリンピック開催を見据え、外国人観光客増加に向けたインバウンドの取り組みなどの観光施策の調査を行う必要性を痛感しているところである。

そこで、政令指定都市札幌市の観光の取り組みや、ニセコ町の観光事業などの先進事例に学び、当町の世界遺産登録10周年に向けた取り組みに、議会として施策提言できるよう調査研究するため研修視察を行うものである。

よって議員全員による研修視察を下記のとおり実施することを発議する。

1、実施期日、平成30年11月12日から、月曜日から14日水曜日まで。2、研修視察地、北海道札幌市、北海道ニセコ町。3、研修視察目的、(1)インバウンドの取り組みについて、(2)観光情報の発信施策について、(3)観光協会の株式会社設立と体制について。

以上でございます。お諮りいたします。よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、議員による県外研修視察の実施についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

追加日程第1、発議第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

発議第5号。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。提出者、平泉町議会議員、升沢博子。賛成者、真

竈光幸、寺崎敏子、佐々木雄一、三枚山光裕、氷室裕史。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

次のページをお開きください。

内容について説明します。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）でございます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのためにも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

以上の趣旨から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記、1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

平成30年 9 月 14 日。岩手県平泉町議会。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから発議第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 (佐藤孝悟君)

以上で本定例会9月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成30年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時39分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤孝悟

署名議員 升沢博子

同 佐々木一治